

検証前レポートの見方について

項番	項目
1	暫間固定装置修理

○国保における取扱い（令和2年9月8日HP掲載）
原則として、「P」病名の場合においては、暫間固定装置修理の算定を認めない。

○取扱いの根拠
暫間固定装置修理の算定にあたっては、対象となる診療内容についての要件が定められており、また、その当該処置の算定は適

○国保における取扱い
審査における47都道府県国保連合会で共通の取決め内容

○取扱いの根拠
上記取扱いの医学的な根拠

○留意事項
上記取扱いにおける例外的な事例など留意が必要な内容
一部の項目のみに設けられています

○A県
「P」病名に対して暫間固定装置修理を算定している事例が40件あり、そのすべてが査定されています

○B県
「P」病名に対して暫間固定装置修理を算定している事例が8件あり、職員が請求どおりとした事例が1件、審査委員が請求どおりとした事例が2件、査定された事例が5件あります
全事例（8件）に占める査定率は約63%となります

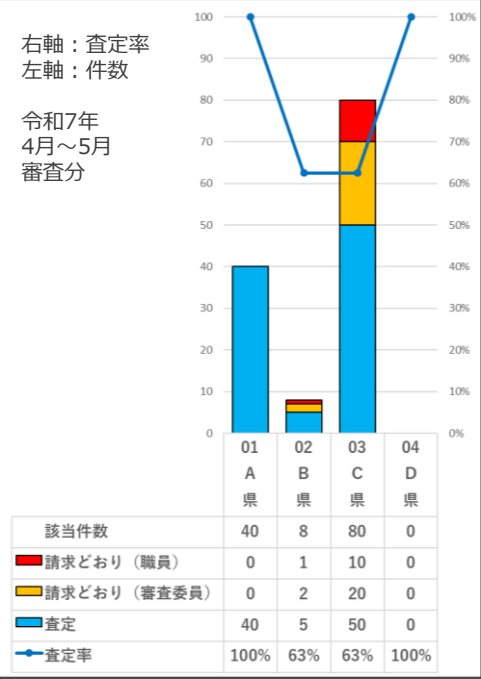
○C県
「P」病名に対して暫間固定装置修理を算定している事例が80件あり、職員が請求どおりとした事例が10件、審査委員が請求どおりとした事例が20件、査定された事例が50件あります
全事例（80件）に占める査定率は約63%となります

○D県
「P」病名に対して暫間固定装置修理を算定している事例がない
該当事例がない場合、査定率は便宜上100%と表記しています

○棒グラフについて
当該項目に対応するコンピュータチェックが貼付されたレセプトの総件数とその内訳を示します

- ・該当件数
下記の3種類の内訳を合計したコンピュータチェック貼付レセプトの総件数
- ・赤：請求どおり（職員）
審査担当職員が対象項目を査定せず請求どおりとした事例の件数
- ・橙：請求どおり（審査委員）
審査委員が対象項目を査定せず請求どおりとした事例の件数
- ・水色：査定
審査担当職員または審査委員が対象項目を査定等適切に処理した件数

○折れ線グラフ（査定率）について
コンピュータチェックが貼付されたレセプトの総件数のうち査定等適切な処理がされた事例の割合（棒グラフ全体に占める水色部分の割合）



※請求どおりとした事例の中には、不合理な差異の原因となる「取扱いと異なる審査」のほか、**然るべき適切な理由の下で請求どおりと処理されたものも含まれます**

項番 1 検証前レポート

項番	項目
1	暫間固定裝置修理

- 国保における取扱い（令和2年9月8日HP掲載）

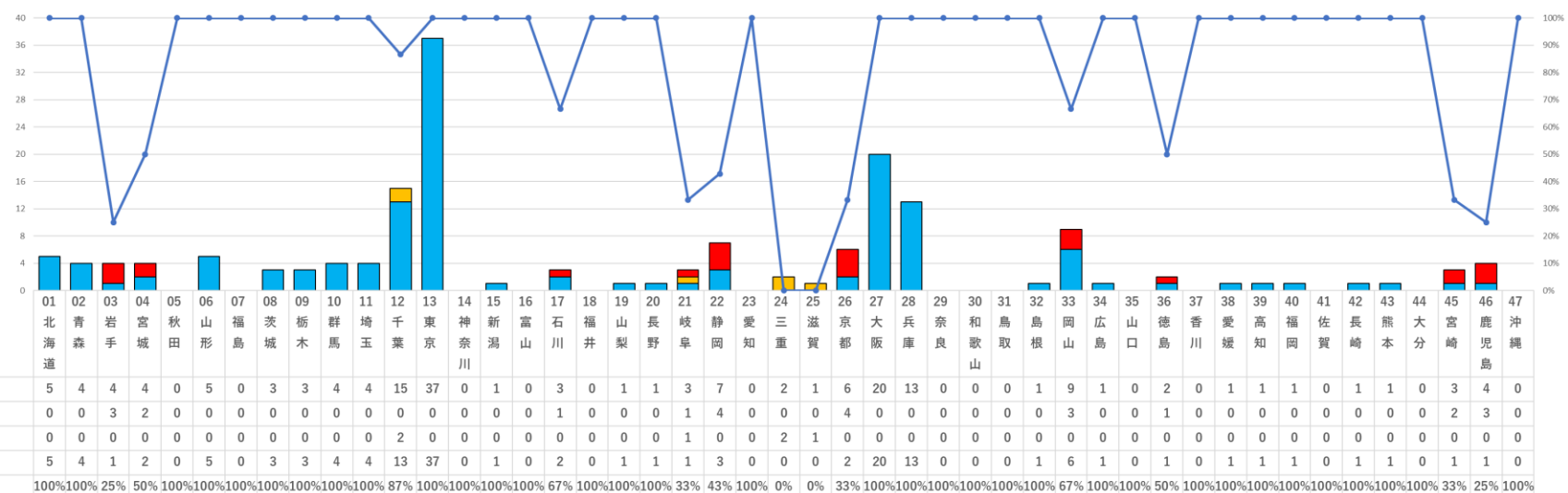
原則として、「P」病名のみの場合においては、暫間固定装置修理の算定を認めない。

- ## ○取扱いの根拠

暫間固定装置修理の算定にあたっては、対象となる診療内容についての要件が定められており、また、傷病名として「ハセツ」病名があることから、「P」病名のみでの当該処置の算定は適切でない。

右軸：査定率
左軸：件数

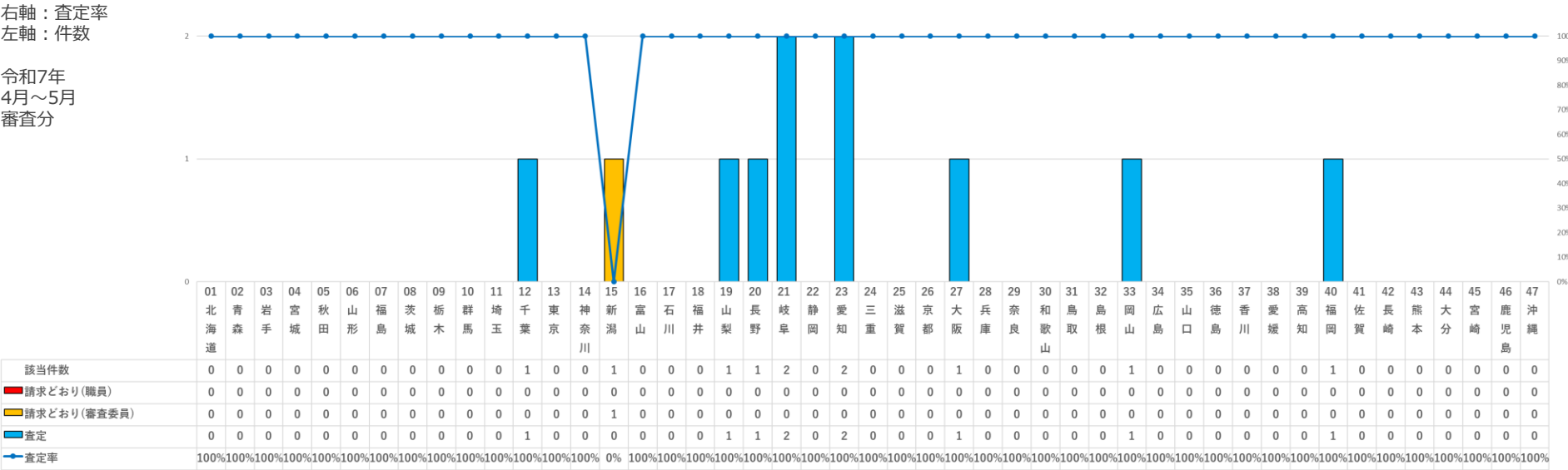
令和7年
4月～5月
審査分



項番 2 検証前レポート

項番	項目
2	支台築造印象

- 国保における取扱い（令和3年2月26日HP掲載）
 原則として、根管充填前の支台築造印象の算定を認めない。
- 取扱いの根拠
 根管充填前に支台築造印象を実施した場合は、築造物の適合性が確保されないことから、適切でないと考えられる。



項番3 検証前レポート

項番	項目
3	写真診断

- 国保における取扱い（令和3年2月26日HP掲載）
 原則として、処置又は手術の算定がない、同月又は連月の複数回の歯科パノラマ断層撮影の算定を認めない。
- 取扱いの根拠
 最初に撮影した歯科パノラマ断層撮影の画像情報と、処置又は手術を行わずに同月又は連月で撮影した歯科パノラマ断層撮影の画像情報とを比較した場合に、後者の撮影で新たに得られる情報は少ないことから、本撮影を複数回行う必要性は乏しいと考えられる。
- 留意事項
 新たに傷病が発生した場合や、処置又は手術後の経過を観察する場合に行われた同月又は連月の複数回の歯科パノラマ断層撮影は、事例ごとに判断する必要があると考えられる。

右軸：査定率
 左軸：件数

令和7年
 4月～5月
 審査分

